

# オンライン方式プロポーザル審査会実施要領

## 第1 目的

本要領は、上川管内電算事務共同処理協議会が実施するプロポーザル企画提案審査をオンライン会議方式により実施するにあたり、審査会の基本的事項を定めることを目的とする。

## 第2 実施方法

1. 審査会はZoomを使用して実施する。
2. ZoomミーティングのURL、ID、パスコードは、事務局が参加者に事前に通知する。
3. 提案者ごとにプレゼンテーションと質疑応答を行い、終了後はZoomミーティングから退出するものとする。再入室は認めない。

## 第3 参加者

1. 参加対象は、当該業務の企画提案書を提出した者とする。
2. 提案者側の発表および質疑応答に関与する者の人数は、5名以内とする。5名のほか、Zoomミーティングへの同席のみを希望する者がある場合は、やむを得ない事情に限り、事前にその理由と人数を明記のうえ、事務局の承認を得ること。ただし、参加人数が過度に多いと判断される場合は、承認しないことがある。
3. Zoomへの参加にあたっては、表示名を「氏名（役割）」の形式とし、会社名等を含めないこと。また、参加者の氏名・役割・表示名（予定）を記載したオンライン方式プロポーザル審査会参加者名簿（様式第7号）を、プレゼンテーション実施日の前営業日正午までに事務局へ電子メールで提出するものとする。
4. 本社、支社、営業所など異なる場所からの接続を前提とする場合に限り、複数のZoomアカウントでの参加を認めます。ただし、参加者数は1提案につき5名以内とします。

## 第4 発表の方法

1. プrezentation資料の画面共有は、提案者の端末から行う。
2. プrezentationおよび質疑応答の時間は、あらかじめ指定された時間内に収めること。
3. 提案者によるZoomの録画、録音、スクリーンショット等の記録行為は禁止する。ただし、審査記録および議事確認の目的で、主催者側が録画・記録を行う場合がある。
4. 審査は、Zoom画面にて行われる提案者のプレゼンテーションを、審査会場内に設置した大型ディスプレイで共有し、審査委員が当該画面を確認しながら評価を行う。必要に応じて、委員各自の手元端末でも資料を確認できるものとする。

## 第5 接続環境等

1. 通信環境や端末機器は提案者側で準備し、審査会への接続や参加に要する一切の費用は提案者の負担とする。
2. 通信不良等による中断があっても、再審査や時間延長等の措置は行わない。

## 第6 その他

1. 本要領に定めのない事項は、必要に応じて事務局が定める。
2. Zoom の使用に関して不明点がある場合は、事前に事務局に問い合わせること。